

苦情処理措置および紛争解決措置について

令和8年4月1日現在
小山農業協同組合

苦情処理措置の概要

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当組合に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申出ください。

受付時間：午前8時30分～午後5時 ※土日・祝日・その他休業日を除きます。

本店代表(企画管理部) 0285-25-3155 企画管理部リスク統括課 0285-25-3710
大谷支店 0285-27-0298 下野支店 0285-44-1115
間々田支店 0285-45-1210 野木支店 0280-56-0083
美田支店 0285-38-0004 東部営農支援センター 0285-41-0525
桑絹支店 0285-22-0980 西部営農支援センター 0285-33-1311
小山支店 0285-22-0010 北部営農支援センター 0285-40-0401

- 4 JAバンクに関するご相談・苦情を一般社団法人JAバンク相談所が設置・運営するJAバンク相談所および東京三弁護士会でも、JA共済に関するご相談・苦情を全共連が設置・運営するJA共済相談受付センターでもお受けしております。

JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内)

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時 ※土日・祝日を除きます。

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法は、JAバンクホームページ内の当相談所のページ
<https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

| 名称 | 東京弁護士会 紛争解決センター | 第一東京弁護士会 仲裁センター | 第二東京弁護士会 仲裁センター |
|------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 電話番号 | 03-3581-0031 | 03-3595-8588 | 03-3581-2249 |
| 受付時間 | 9:30~12:00 | 10:00~12:00 | 9:30~12:00 |
| | 13:00~16:00 ※土日・祝日、年末年始を除く | 13:00~16:00 ※土日・祝日、年末年始を除く | 13:00~17:00 ※土日・祝日、年末年始を除く |

JA共済相談受付センター(JA共済連全国本部)

電話番号：0120-536-093

電話番号：0120-167-100(高齢者専用ダイヤル)

「ご高齢者専用ダイヤル」とは、直接オペレーターにつながり、ご高齢者の方にもよりわかりやすく、丁寧に対応させていただく番号サービスです。

受付時間：午前9時～午後6時(月～金)、午前9時～午後5時(土)

※日・祝日および12月29日から1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

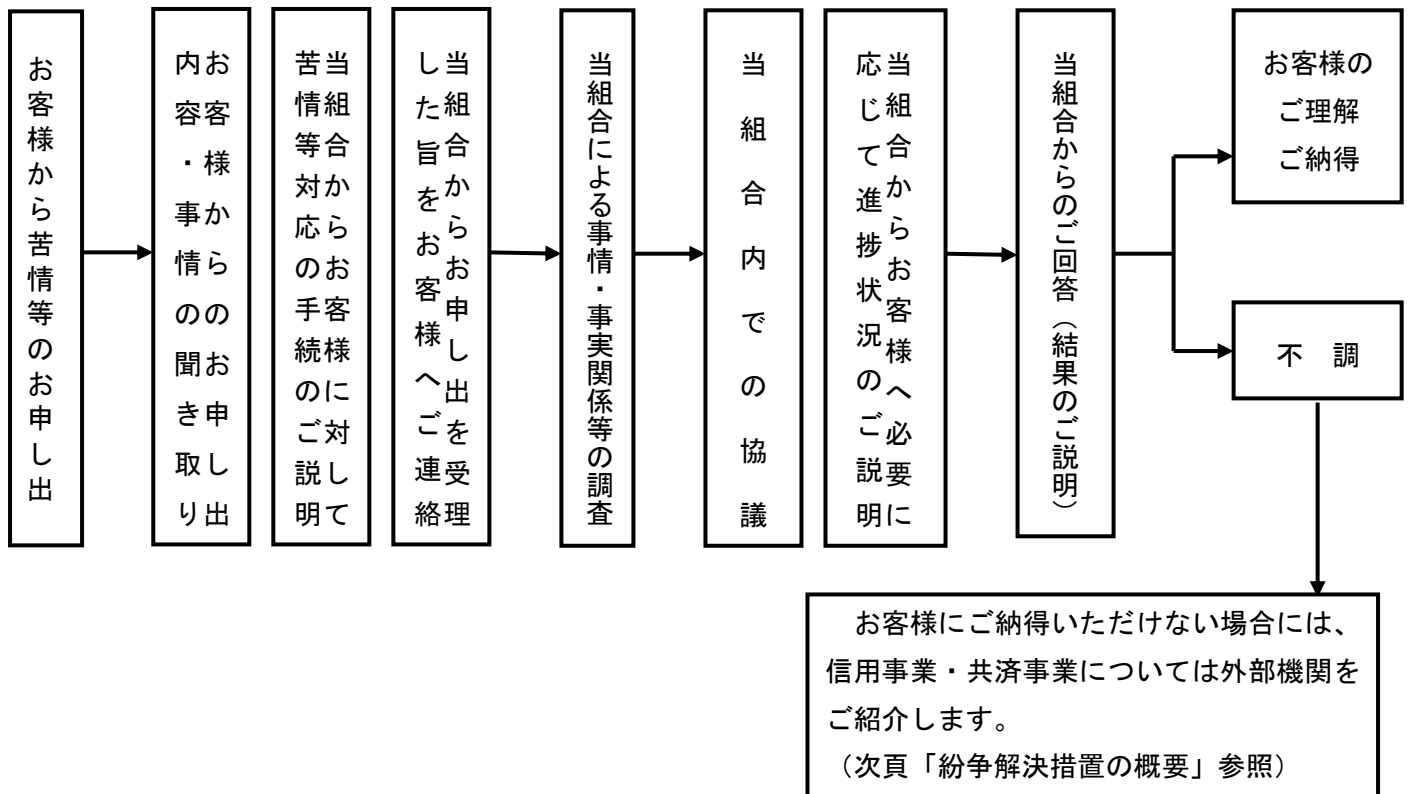
お客様からのご相談・苦情等に対する対応について

小山農業協同組合

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

- 1 お客様からのご相談・苦情等については、当組合の本支店・営農支援センター等で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいたして解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、次によります。

- ※ 当組合は外部機関の紛争解決手続係属中も、お客様に、必要に応じて資料のご提供やご説明を行います。
- ※ 外部機関による紛争解決については、訴訟になる場合があります。

1. 信用事業

JAバンク相談所を通じ、または直接、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

弁護士会・仲裁センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、あっせんまたは仲裁により紛争解決業務を行います。

JAバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様はJAバンク相談所を通じて、または直接、弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

なお、手続の詳細は、前述のJAバンク相談所（03-6837-1359）または東京三弁護士会にお尋ねください。

2. 共済事業

次の外部機関をご紹介します。

- ① 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

審査委員会を設置しており、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

※自動車事故の賠償にかかわるものは、お取り扱いしていません。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

電話番号：03-5368-5757

受付時間：午前9時～午後5時

※土日・祝日および12月29日～1月3日を除きます。

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

（認証取得日：平成22年1月26日 認証番号：第57号）

- ② 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

自賠責共済の支払に関して、万一にもご納得いただけなかったのために、公正中立で専門的な知見を有する裁判外紛争処理機関として国土交通大臣および内閣総理大臣の監督を受ける「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」が設置されています。この機関は自賠責共済の支払に関する所要の調査を行い、紛争の当事者に対して調停を行います。

③ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センターの相談所が全国の各弁護士会内等に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関する相談や示談の斡旋を無料で行っています。

④ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を無料で行っています。

⑤ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。

※連絡先(住所・電話番号)につきましては、ホームページをご覧ください。